

博物館だより

No.59

平成23年3月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行
福岡県京都郡みやこ町豊津1122-13
TEL 0930-33-4666
FAX 0930-33-4667

漱石門下・ドイツ文学者

小宮豊隆展 「漱石からの手紙」

当館では、3月21日(月)まで、企画展「小宮豊隆展」漱石からの手紙」を開催しています。

小宮豊隆は、明治17年(1884)、現在のみやこ町犀川久富に生まれ、夏目漱石の門下として活躍し、またドイツ文学者として多大な功績を遺した人物です。

今回の企画展では、小宮豊隆氏のご遺族から借用した漱石の書簡や書画など約60点を展示しています。ぜひ、ご来館ください。

開催期間

平成23年3月21日(月)まで

開催場所

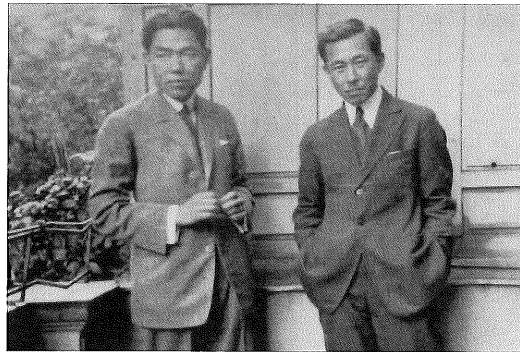
みやこ町歴史民俗博物館展示室

観覧料

常設展示の観覧料をご覧ください



▶明治35年 旧制豊津中学校の卒業記念に小笠原神社境内で撮影(右 豊隆)



▲大正12年 木下杢太郎と共に(右 豊隆)

だけです。

大人 200円
高校生以下 100円

主な展示品

夏目漱石「菊花図」、同「書架図」、同「木屑録」自筆原本、小宮豊隆宛て夏目漱石書簡7通、夏目漱石自筆短冊 他

文化講演会のお知らせ

日時 平成23年3月13日(日)
午後2時00分～

場所 当館研修室

講師 上毛町教育委員会
文化財係長 末永浩氏

演題 「松尾山の修験文化」

歴史を学ぼう！文化にふれよう！

歴史講座受講生募集！

博物館では、「歴史講座」の受講生を募集しています。

歴史講座には「漢詩文講座」「古文書講座」「金曜古文書講座」「みやこ学講座」の四講座があります。各講座では毎回実費資料代として200円が必要となります。また、継続して受講を希望される方の申し込みは不要です。受講希望の方はお気軽に博物館までお問い合わせください。

***講座内容紹介**
【漢詩文講座】
講師 宮原加代子先生
内容 ふるさと出身の漢学者・吉田学軒(昭和の元号創案者)の詩の鑑賞を主に、日本人の生活に溶け込んでいる漢語ことばを日曆的に再発見してゆきます。漢詩の基礎もまじえて学習しますので初心者も歓迎です。
実施日 毎月第1土曜日
午前9時30分～

※用紙筆記具をご持参ください。
【古典かな講座】
講師 宮原加代子先生
内容 飯尾宗祇(連歌作者)古典学者)の旅日記「筑紫道記」を鑑賞し、手習いをします。初心者も大歓迎！
実施日 毎月第3土曜日
午前9時30分～

※用紙筆記具をご持参ください。
【古文書講座】

講師 当館学芸員 川本英紀
内容 江戸時代の人が「くずし字」で書いた手紙や日記などを解説します。とくに、みやこ町に關係する古文書を歴史的な背景について解説を交えながら読み進めます。

実施日 毎月第2土曜日
午前10時00分～
【金曜古文書講座】
講師 当館学芸員 川本英紀
内容 博物館に收藏される古文書を主なテキストとして、江戸時代後期以降の豊前地域をめぐる行政・生活・文化に関わる様々な情報を読み解きます。
実施日 毎月第4金曜日
午前10時00分～

【みやこ学講座】
講師 当館学芸員
川本英紀・辛嶋眞治・木村達美
内容 郷土の歴史について、講義ばかりでなく、実際に現地(遺跡や博物館など)を見学したり、ゆかりの実物資料に触れたりしながら体験的に学習します。
実施日 毎月第4土曜日
座学は午前10時00分～
見学会はその都度連絡します。

みやこの歴史発見伝

番外編

文化財保護法にもとづいた

埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財について

みやこ町は、古代豊前国の行政府である国府がおかれ、国ごとの仏教・学問などの中心となつた国分寺が築かれるなど、まさに豊前地方における「みやこ」として数多くの文化財を残し、伝えていきます。このうち、地下に埋もれている場合が多いため、日常は目にする機会の少ない文化財として「埋蔵文化財」があります。この文化財は当時の生活の様子が土によって保存されているだけに、地域の歴史・文化を具体的な遺構や出土品によって明らかにできるといふ特色があります。それだけに、地域はもちろん、わが国の歴史や文化を知るうえで欠かせない、大切に保護すべきものとして、文化財保護法にもその保護措置が規定されています。

みやこ町では国府・国分寺のほかにも綾塚・橋塚古墳、御所ヶ谷神籠石(国指定史跡)などを代表に、特に重要な遺跡は国や県・町の指定史跡として保護しています。このほかにもさまざまな

時代の、いろいろな種類の埋蔵文化財が平野・山間地を問わず豊富に残されています。

埋蔵文化財を保護するために

埋蔵文化財は私たちの暮らしのなかで行われるさまざまな開発行為によって、破壊される危険を伴っています。これを避けるために行っているのが埋蔵文化財の事前審査で、みやこ町でも文化財保護法の規定により、その手続きを次のように行っています。

まずは町教育委員会の窓口で開発予定地の「埋蔵文化財の有無の照会」を行っていただくことで審査が始まります。開発の内容や予定地によっては試掘調査や確認調査が必要な場合もありますので、開発を計画された場合には、早めにお問い合わせください。開発予定地における埋蔵文化財の有無の照会を行う際には必要な情報を記した書類を提出していただきます。様式はみやこ町歴史民俗博物館の窓口にて用意しておりますのでお申し出ください。なお、試掘調査や

本発掘調査にも所定の様式の書類を提出していただく必要があります。様式については同じく博物館窓口にて用意しておりますのでお申し出ください。

照会や協議の際には「調査」の用語が用いられますが、ひとくちに「調査」といっても、内容に次のような違いがあります。

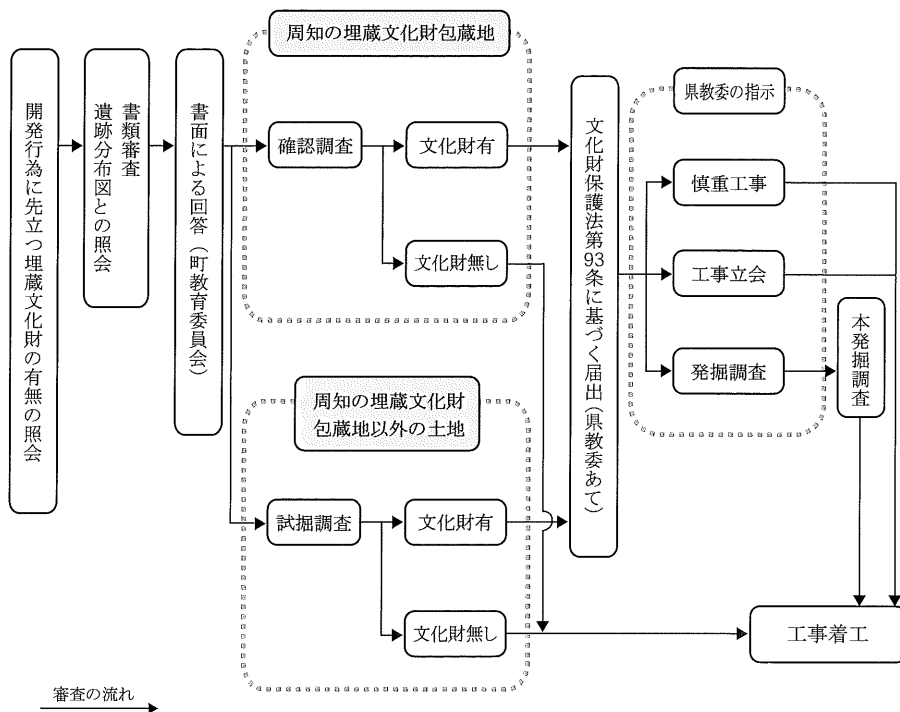
【確認調査】周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡として登録されている場所)において、包蔵される文化財の所在状況を詳しく把握するために行うもの

【試掘調査】周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地(遺跡として登録されていない土地)において、埋蔵文化財の所在の有無とその状況を把握するために行うもの。

【本発掘調査】試掘調査等によって所在が確認された埋蔵文化財のうち、開発行為によって破壊せざるをえないものについて記録保存のため行うもの。

周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地における試掘調査について
「周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地」とは、明確な遺跡としての登録はなされていないが、埋蔵文化財の特性上、遺跡が所在する可能性がまだ残されている土地のことで「遺跡ではない土地」であっても「遺跡がない土地」とはいきれない土地も含まれます。

※埋蔵文化財事前審査の流れ



こうした場合、工事途中で遺跡が発見される可能性がまだ残されているため、工事途中で遺跡が発見された場合には、工事を中断して保存のための協議を行う必要が生じます(文化財保護法第96条)。したがって工事計画に支障が生じるのを防ぐため、こうした場所については遺跡の有無の確認のための「試掘

調査」を行うことで工事途中での発見を防ぐようにしています。工事の際に新たに遺跡や遺物を発見されたとき(不時発見)は、現場の状況を変えることなく、届出が必要ですので、速やかに町教育委員会までご連絡下さい。

埋蔵文化財に関する問い合わせ先
みやこ町教育委員会
生涯学習課文化係(博物館内)
TEL 0930・33・4666